

葉山町
障害者福祉計画

(素案)

平成30年3月

葉山町

目 次

最終的に整理します。

(現行計画 $P_i \sim P_{ii}$)

第 1 編：総論

第1章 計画の概要

1. 計画の策定にあたって

葉山町の障害のある人を取り巻く状況は日々変化し、障害のある人や介護者の高齢化、障害の重度化や重複化などとあいまって、障害者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障害のある人の状況等を踏まえ、障害者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。また、障害者総合支援法においては、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとしています。

町では、平成12年に「葉山町障害者福祉計画」を策定し、その後、ニーズの変化や制度改革に伴い、改訂や見直しを繰り返し、平成24年3月には基本計画である「葉山町障害者計画」と市町村障害福祉計画である「葉山町障害福祉計画」を一体的にまとめた「葉山町障害者福祉計画」を策定し、“障害のある人もない人も地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくり”を目指して、障害者施策の推進を図ってきました。

本年度は、「葉山町障害者計画」及び「葉山町障害福祉計画」がともに計画期間の満了を迎えることから、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念などを踏まえ、これまでの取り組みを継続しつつ、アンケート調査や葉山町自立支援協議会の協議内容等を踏まえ、新たな「葉山町障害者福祉計画」を策定し、「葉山町障害福祉計画」(第4期)が計画期間を満了するのに対し、
「葉山町障害者計画」は6年の計画期間の折り返し時期を迎えます。また、新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。そこで、「葉山町障害者計画」は実施状況を検証しながら必要な見直しを行うとともに、「葉山町障害福祉計画」は第5期の計画を、「葉山町障害児福祉計画」は第1期の計画を策定し、引き続き『障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり』の実現を目指していきます。

「障害者」の表記の仕方について書かれたこの部分は、
現行計画のP3に記載されたものをそのまま記載します。

2. 障害者支援を取り巻くこれまでの流れ

○障害者の権利宣言

昭和 50 年（1975 年）国連総会において「障害者の権利宣言」が採択されると、我が国においてもノーマライゼーションの理念が紹介され、地域福祉対策に転換することへの要望が高まりはじまりました。しかし、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きることこそノーマル（あたり前）である」とするノーマライゼーションの思想は、これまでの“社会福祉の対象としての障害のある人”に対する考え方に大きな転換を求めるものであり、当初は権利宣言が広く理解されるまでには至りませんでした。

○国際障害者年

このため、昭和 56 年（1981 年）を国際障害者年（International Year of Disabled Persons：IYDP）とし、「完全参加と平等（full participation and equality）」をテーマにノーマライゼーションの具体化を目指した国際的なキャンペーンが行われました。

○障害者基本法

平成 5 年には、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、「国連障害者の十年」の国内行動計画として策定された「障害者対策に関する長期計画」を改正し、同年 12 月には、昭和 45 年に制定した「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」として大幅改正しました。これにより障害のある人の自立と社会参加の理念を打ち出すとともに、精神障害のある人を医療の対象としての「患者」から、生活面、福祉面の施策の対象である「障害者」としてはじめて位置づけました。

障害のある人の「完全参加と平等」を目指すことが明らかにされたことや法律の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者であることが明記され、さらに難病患者までを含んだ総合的な施策のための障害者基本計画の策定が法的に位置づけられました。

○障害者プラン、新障害者プラン

平成 7 年には、同法に基づく「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略～」が策定され、障害者施策の分野ではじめて数値による施策の達成目標を掲げました。

平成 14 年には「障害者基本計画」が閣議決定され、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の理念のもと、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指して、平成 24 年度までの障害者施策の基本的方向について明らかにしています。

これにあわせて、平成 19 年度までの 5 か年に重点的に取り組む事項を定めた「重点施策実施 5 か年計画」が策定されました。

○支援費制度

福祉ニーズの増大と多様化に対応するため社会福祉基礎構造改革が進められ、平成 12 年に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、障害福祉サービスについても利用者の立場に立った制度を構築するため、平成 15 年 4 月から「支援費制度」が導入されました。

「支援費制度」は、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害のある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、サービスの利用者数は飛躍的に増加し、サービス量の拡充が図られました。

○障害者自立支援法

支援費制度のもとサービスの拡充が図られてきた一方で、ホームヘルプサービス等の実施や相談支援体制の整備については、地域による格差、精神障害のある人に対するサービスが不十分といった課題があり、その他にも入所施設から地域への移行、就労支援等の新たな課題への対応等が求められていました。

こうした状況に対応して、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指し、平成 17 年 10 月に「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月（一部は 10 月）から施行されました。

福祉施設や事業体系の抜本的な見直しとあわせて、サービス体系全般の見直しが行われ、必要な障害福祉サービスや相談支援等が、地域において計画的に提供されるように、各種事業を推進していくことになりました。

また平成 17 年には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害などの発達障害のある人の支援体制を定めた「発達障害者支援法」が施行されました。

○障害者基本法の改正

平成 18 年に国連において採択された「障害者の権利に関する条約」の締結（日本政府は平成 19 年に署名）に向けた国内法の整備とあわせた、障害者に係る制度の集中的な改革を行う一環として、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」の一部が改正されました。これにより、すべての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念が明示され、障害者の定義の見直し（「個人の機能障害に原因があるもの」とする「医学モデル」から「『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に転換し、加えて社会的障壁の除去を必要とする障害のある人に対し、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないと規定されました）や、基本施策として“療育”や“消費者保護”、“司法手続における配慮”などが新設されました。

○障害者総合支援法

平成 24 年 6 月に「障害者自立支援法」は名称を「障害者総合支援法」に改められました。

町では、このような背景を踏まえ、障害福祉サービスを充実させるため、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく『葉山町障害者福祉計画』を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

児童福祉法の改正について追記予定

3. 計画の位置づけ

○計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく町の「障害者計画」であり、障害者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者福祉に関わる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」としても位置づけられ、障害児者への福祉サービスがどれだけ必要となるのかの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

<障害者計画>

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、町における障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。

<障害福祉計画>

「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画の策定は、障害者総合支援法第 88 条により、策定が義務づけられている計画です。

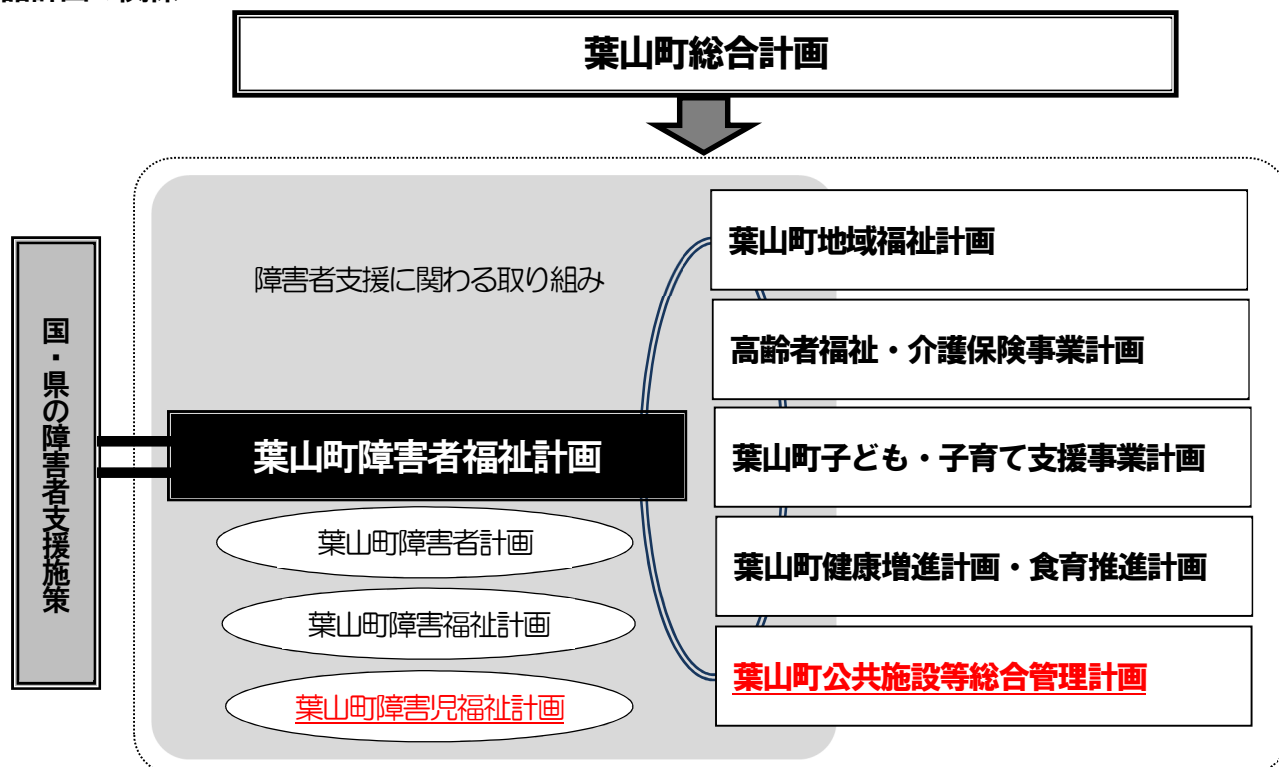
<障害児福祉計画>

「児童福祉法」に基づく市町村障害児福祉計画で、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害児福祉計画の策定は、児童福祉法第 30 条の 20 により、策定が義務づけられている計画です。

計画策定にあたっては、総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。

○諸計画の関係



4. 計画の対象者

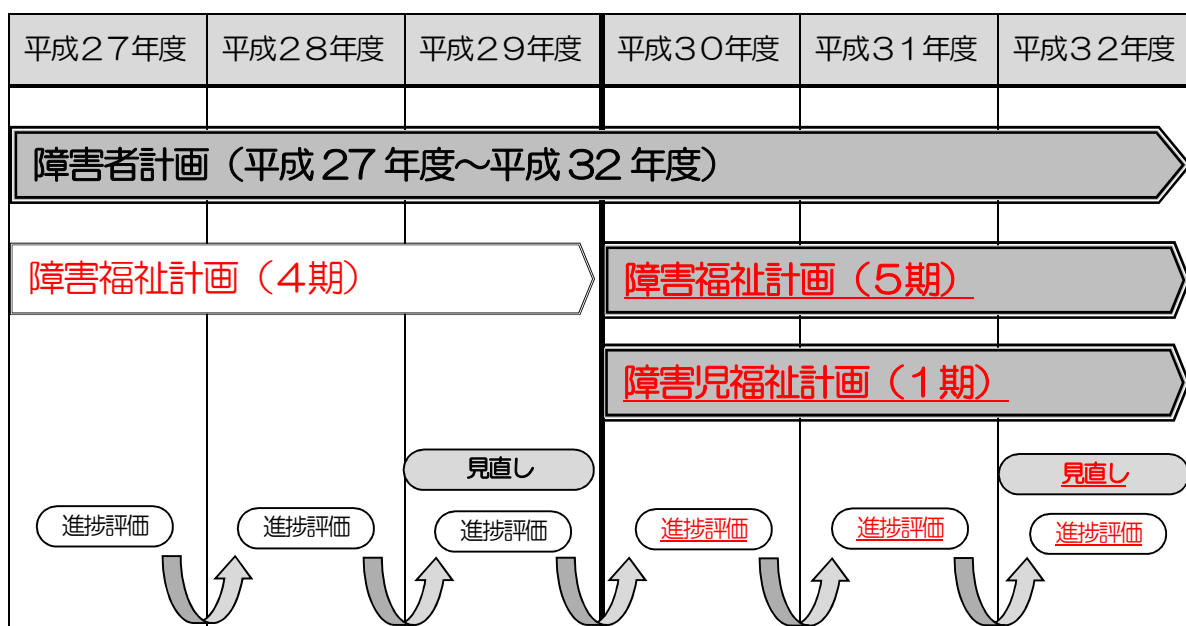
計画の対象者に係るこのページは
現行計画と同じものを記載します。
(現行計画 P 7)

5. 計画の期間

障害者計画は平成 27 年度（2015 年）から平成 32 年度（2020 年）までの 6 年間の計画となっています。

障害福祉計画 及び障害児福祉計画 は、平成 2730 年度（20158 年）を初年度とし、平成 2932 年度（201721 年）を目標年度とする 3 年間の計画となっています。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。



第2章 障害のある人を取り巻く状況

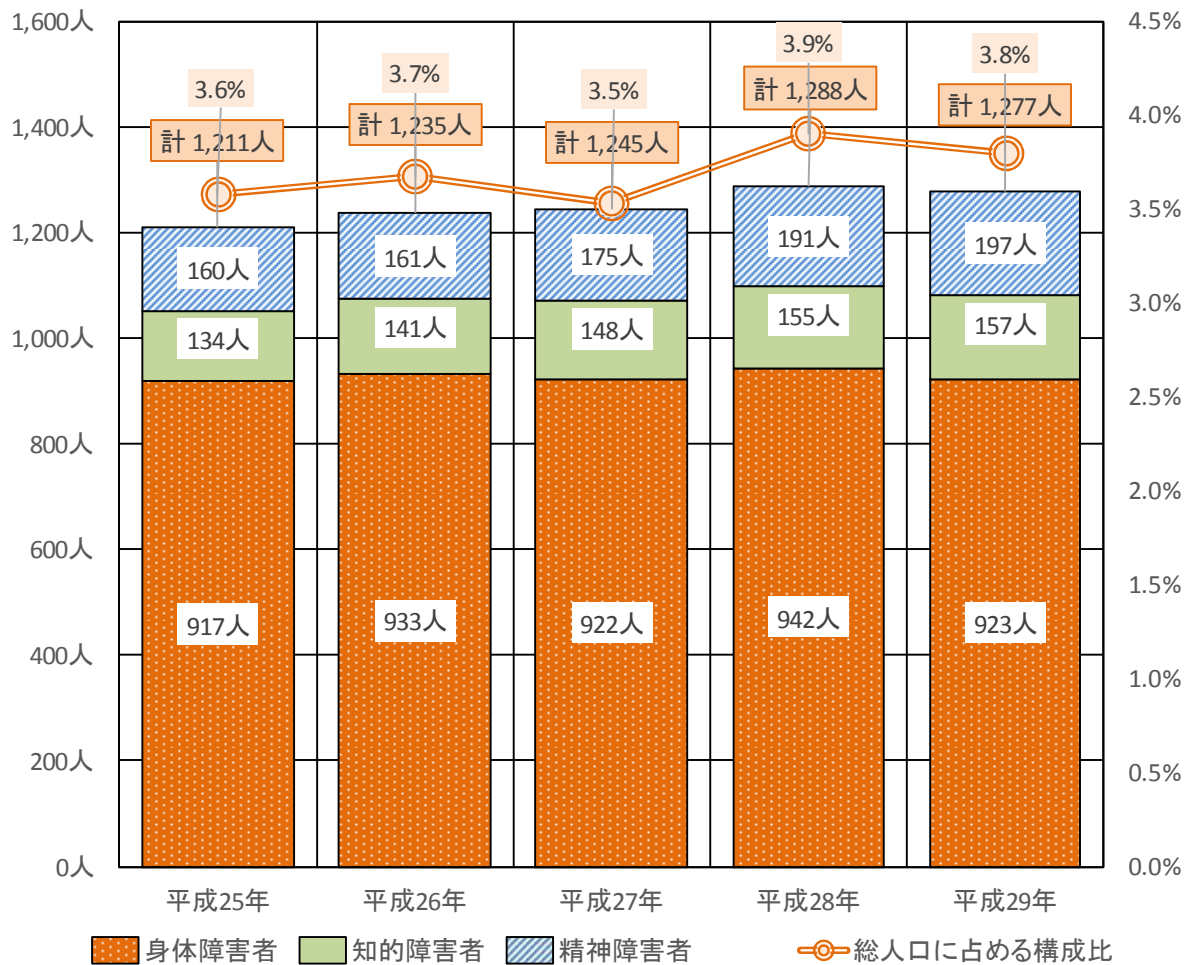
1. 人口の状況

(1) 人口の推移と推計

人口の推移と推計に係るこのページは
記載内容を検討中です。

2. 障害のある人の状況

(1) 障害者数の推移



※葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)

※神奈川県精神保健センター「精神保健福祉の現状」(各年3月31日現在)

平成 22~~25~~ 年から平成 26~~29~~ 年までの障害者数の推移（身体障害者：身体障害者手帳所持者、知的障害者：療育手帳所持者、精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者）をみると、3障害の合計数は増加傾向にあり、平成 22~~25~~ 年の 1,423~~1,211~~ 人から平成 26~~29~~ 年には 1,235~~1,277~~ 人と、412~~66~~ 人の増加となっています。障害者数が総人口に占める割合をみても、平成 22~~25~~ 年の 3.3~~3.6~~%から、平成 26~~29~~ 年には 3.7~~3.8~~%とわずかながら割合が高くなっています。

障害別にみると、いずれの障害においても人数が増加しています。身体障害者は年によって増減がありますが、知的障害者、精神障害者は年々増加しています。

各年とも身体障害者が最も多く、障害者全体の8割前後を占めていますが、身体障害者が占める割合は減少し、知的障害者、精神障害者の占める割合が高くなっています。

(2) 身体障害者の状況

障害種別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障害	45人	47人	50人	49人	57人
聴覚障害	73人	73人	74人	76人	71人
音声・言語障害	2人	2人	2人	1人	1人
肢体不自由	467人	477人	459人	457人	442人
内部障害	330人	334人	337人	359人	352人
合計	917人	933人	922人	942人	923人

障害等級	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1 級	359人	357人	358人	366人	363人
内18歳未満	5人	4人	2人	2人	3人
2 級	153人	154人	148人	148人	141人
内18歳未満	1人	2人	1人	1人	3人
3 級	126人	137人	133人	137人	129人
内18歳未満	5人	6人	6人	5人	3人
4 級	203人	198人	195人	199人	195人
内18歳未満	0人	0人	0人	0人	1人
5 級	30人	35人	36人	41人	45人
内18歳未満	1人	0人	1人	1人	1人
6 級	46人	52人	52人	51人	50人
内18歳未満	1人	1人	0人	0人	0人
合 計	917人	933人	922人	942人	923人
内18歳未満	15人	13人	10人	9人	11人

※葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)

身体障害者の障害種別や等級の内訳をみると、障害種別においては内部障害が増加傾向を示しています。

等級については、4・5級が増加傾向を示していますが、身体障害者に占める割合としては各年とも1級の占める割合が最も高くなっています。

(3) 知的障害者の状況

障害程度		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A 1		68人	68人	68人	71人	70人
A 2						
	内18歳未満	12人	11人	12人	13人	13人
B 1		31人	37人	39人	36人	36人
	内18歳未満	3人	3人	7人	4人	4人
B 2		35人	36人	41人	48人	51人
	内18歳未満	12人	16人	18人	25人	23人
合 計		134人	141人	148人	155人	157人
	内18歳未満	27人	30人	37人	42人	40人

※葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)

療育手帳には、障害の程度により、A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の区分があります。

知的障害者の障害の程度についてみると、B 2（軽度）は減少増加傾向にありますが、B 1（中度）以上は増加減少傾向を示しています。

(4) 精神障害者の状況

障害等級	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1 級	30人	28人	29人	38人	37人
2 級	99人	101人	103人	113人	119人
3 級	31人	30人	43人	40人	41人
合 計	160人	161人	175人	191人	197人

※神奈川県精神保健センター「精神保健福祉の現状」(各年3月31日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級についてみると、1 級は減少しているものの全体的には増加傾向にあります。3 級は減少しているものの、1 級、2 級ともに増加しており、特に2 級の増加が顕著となっています。

2 級が手帳所持者全体に占める構成比も、平成 22 年には 52.8%でしたが、平成 26 年には 62.7%と、約 10 ポイント上昇しています。平成 29 年には 60.4%と高い割合になっています。

(5) 障害支援区分の状況

障害支援 区分あり	区分なし	合 計
95人	96人（内児童51人）	191人

障 害 支援区分	区分別計	比 率
区分 1	0人	0%
区分 2	22人	23.16%
区分 3	22人	23.16%
区分 4	19人	20.00%
区分 5	17人	17.89%
区分 6	15人	15.79%
合 計	95人	100%

※平成26~~26~~29年3月31日現在

障害者自立支援制度では、サービスを利用する前に、障害者の心身の状態を表す「障害程度~~支援~~支援区分」を認定します。

平成 25~~25~~28 年度末時点の障害程度~~支援~~支援区分の有無をみると、サービスの支給決定を受けている人の内、区分ありが ~~90~~95 人、区分なしが ~~90~~96 人となっています。

障害程度~~支援~~支援区分の内訳をみると、区分~~3~~2と区分~~2~~3が多く、区分 1 が少ない状況となっています。

☆障害者自立支援制度では、障害者の心身の状態を表す「障害支援区分」に応じて希望のサービスや介護を必要とする程度、生活環境などを考慮して利用するサービスの種類や量を市町村が決定（支給決定）します。

3. 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス

①自立支援給付・障害児通所支援

介護給付・訓練等給付サービスの利用実績は、以下のとおりです。

(平成26~~26~~²⁹年3月提供・4月審査分)

サービス種類	支給決定者数	利用者数	利用回数
訪問系サービス	23人	18人	266.5時間
居宅介護	20人	17人	248.5時間
うち身体介護中心	5人	5人	133.5時間
うち通院介助中心（身体あり）	4人	2人	7時間
うち家事援助中心	16人	13人	108時間
うち通院介助中心（身体なし）	1人	0人	0時間
うち通院等乗降介助		0人	0回
重度訪問介護	0人	0人	0時間
行動援護	1人	0人	0時間
同行援護（身体あり）	2人	1人	18時間
同行援護（身体なし）	0人	0人	0時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	
日中活動系サービス	117人	108人	1,954人日
生活介護	57人	56人	1,101人日
自立訓練（機能訓練）	2人	1人	22人日
自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人日
宿泊型自立訓練	0人	0人	0人日
就労移行支援	6人	4人	63人日
就労移行支援（養成施設）	0人	0人	0人日
就労継続支援（A型）	9人	9人	170人日
就労継続支援（B型）	43人	38人	598人日
短期入所	25人	7人	24人日
療養介護	2人	2人	54日
共同生活援助	17人	17人	493日
施設入所支援	18人	17人	519日
小計	202人	169人	
サービス利用計画作成費	139人	15人	
児童発達支援・放課後等デイサービス	52人	51人	365日
障害児支援利用計画作成費	52人	4人	
総計	445人	239人	

②自立支援医療

自立支援医療の利用実績は、以下のとおりです。

(平成 25~~28~~ 年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数
自立支援医療	身体に障害を持つ方の障害の程度を軽くするための治療や精神疾病をお持ちの方が通院するための医療費を助成します。 利用にあたっては、事前申請により医療サービスの必要性の認定を受けて、医療サービスを受けることができます。	
更生医療		23人/年
育成医療		3人/年
精神通院医療		354人/年

③補装具費の支給

補装具費の支給実績は、以下のとおりです。

(平成 25~~28~~ 年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数
補装具費支給	障害者（児）の失われた部位や障害のある部位を補い、日常生活を容易にするための補装具の購入費または修理費を支給します。	52人/年 (購入30人) (修理22人)

<対象となる補装具>

視覚障害児者	盲人安全杖・義眼・眼鏡
聴覚障害児者	補聴器
音声・言語機能障害児者	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児者	義手・義足・装具・車椅子・電動車椅子・歩行器・座位保持装置・歩行補助杖（T字杖を除く）
肢体不自由児	座位保持椅子・起立保持具・排便補助具・頭部保持具
呼吸器・心臓機能障害者	車椅子・電動車椅子

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の利用実績は、以下のとおりです。

(移動支援・日中一時は平成 26~~29~~ 年 3 月提供・4 月審査分、その他は平成 25~~28~~ 年度年間利用分)

サービス種類	利用者数	利用回数
障害者相談支援事業		
支援センター風		延3,002人/年
地域生活サポートセンターとらいむ		延379人/年
葉山町こころの相談室ポート		延836人/年
コミュニケーション支援事業		
手話通訳者派遣	11人	24回/年
手話通訳者設置	5人	34回/年
日常生活用具給付事業	128人	693件/年
移動支援事業	29人	431時間/月
地域活動支援センター事業	とらいむ 28人	延58人/年
	ポート 83人	延5,528人/年
日中一時支援事業	0人	0日/月

(3) その他の福祉サービス

障害者総合支援法とは別に町が独自に実施するサービスの利用実績は、以下のとおりです。

(平成 25~~25~~²⁸ 年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数	利用回数
雇用報奨金支給事業	障害のある人を雇用する事業者に雇用報奨金を支給します。	7人	6事業所
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な重度障害者に入浴車が訪問し、入浴サービスを行います。	1人	72回/年（月6回）
送迎サービス	移動が困難な重度障害者にハンディキャブにより送迎を支援します。	75人	510回/年
住宅設備改良費補助事業 ※国・県補助あり	重度障害者の在宅生活を支援するため、住宅改良費用を助成します。	3人	・外階段幅拡幅、手摺取付工事 ・手摺設置 ・階段転落防止扉設置工事 ・玄関、トイレ、廊下、洗面の手摺設置工事
重度障害者燃料費助成事業	重度障害者の社会参加促進を図るため、燃料費の助成又はタクシー券を交付します。	184人	102/月
重度障害者タクシー券交付事業		363人	24枚/年 （1枚600円）
障害児者通所交通費支給事業	経済的負担軽減を図るため、障害者施設の入所・通所に係る交通費を助成します。	73人	37施設
障害者福祉施設利用者助成事業	障害者施設のグループホームまたはケアホームに入居している障害者に対し家賃の一部を助成します。	13人	月額10,000円（上限）
重度障害者医療助成事業	経済的負担軽減を図るため、重度障害者の医療費（自己負担分）を助成します。	394人	・身体手帳1～2級、 ・身体3級かつ知能指数50以下 ・知能指数35以下 ・精神手帳1級

4. 障害のある子どもの教育環境

(1) 保育園等における状況

町内の保育園等の障害児数は以下のとおりです。

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
保育園	施設数	2施設	2施設	3施設	5施設	5施設
	障害児数	2人	2人	1人	2人	2人
障害児通園施設	施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
(たんぽぽ教室)	通園児数	33人	23人	26人	22人	24人

※子ども育成課(各年4月1日現在)

(2) 小中学校における状況

町内の小中学校の特別支援学級の状況は以下のとおりです。

特別支援学級		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小学校 (4校)	学級数	10クラス	11クラス	11クラス	11クラス	12クラス
	在学者数	37人	50人	48人	46人	49人
	職員数	24人	25人	26人	28人	28人
	(内常勤数)	(11人)	(11人)	(13人)	(13人)	(14人)
中学校 (2校)	学級数	6クラス	6クラス	6クラス	4クラス	6クラス
	在学者数	15人	15人	16人	15人	23人
	職員数	10人	10人	12人	9人	13人
	(内常勤数)	(6人)	(6人)	(7人)	(5人)	(7人)

※学校教育課(各年5月1日現在)

(3) 通級指導教室の状況

町内の通級指導教室の在籍者~~通級児~~数は以下のとおりです。

通級指導教室		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
言語障害 通級指導教室	通級児数	26人	42人	43人	43人	42人
	職員数	2人	3人	3人	3人	4人

※学校教育課(各年4月1日現在)

5. アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の概要

アンケート調査に係る以降のページは
現行計画と同じものを記載します。
(現行計画 P 1 8 ～ P 3 3)

6. 葉山町自立支援協議会の役割

自立支援協議会の役割が記載された
このページは
現行計画と同じものを記載します。
(現行計画 P 3 4)

○葉山町自立支援協議会における主な課題

葉山町自立支援協議会では、相談支援ネットワーク委員会及び地域生活支援ネットワーク委員会の2つの作業委員会において、町における課題やニーズの把握を行うとともに、その課題の解決方法を検討しています。

葉山町障害者福祉計画の策定において、次のとおり課題を取りまとめ、これらをもとに内容を審議し、計画に反映しています。

	当事者・家族	地域住民	支援者・その他
課題の表については、自立支援協議会において取りまとめ中のため 出来上がった段階で差し替えます。			

第 2 編：障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

障害のある人が住み慣れた地域の中で自立した社会生活を送るためには、すべての人が障害や障害のある人について正しく理解し、同じ地域の住民として、互いの個性を尊重しながら共に支え合って生活できる社会を構築していくことが求められます。

一方で、障害が様々な社会参加における障壁とならないように、生活環境や就労環境、教育環境などの様々な場面において、あらゆる障壁を取り除き、誰もが等しく社会参加できる環境を整えることは、町をはじめとした地域社会全体の責務であると考えられます。

そこで、以下のような視点から誰もが気持ちよく暮らしていくことができるまちづくりを目指していきます。

- 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできるまち
- 障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害のある人の主体的な選択が尊重され、自分らしく自立して生活していくことができるまち
- 障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に安心して暮らせるまち

そして、これらの方向性を踏まえた上で、本計画における基本理念を以下のように設定します。

**障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、
住み慣れた地域で互いに支え合い、
共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり**

本計画では、この基本理念の実現を目指し、7つの取り組みの柱（基本目標）を設定し、計画的な施策の推進を図っていきます。

**地域共生社会の構築について記載
高齢者福祉計画と調整中**

(2) 基本目標

- 1：こころのバリアフリーの推進
- 2：自立と社会参加の促進
- 3：福祉・生活支援の充実
- 4：保健・医療の充実
- 5：雇用と就労支援の充実
- 6：共に学び共に育つ環境の整備
- 7：安心して暮らせる住みよいまちづくり

基本目標1：こころのバリアフリーの推進

障害の有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で互いに支え合いながら生活していくためには、町民一人ひとりが、障害や障害のある人についての正しい知識を身につけ、誰もが個人として尊重され、幸福に生きるために欠かすことのできない権利を有しているという理解を深めていくことが不可欠です。平成28年4月1日から施行されました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)においても、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

町では、様々なバリアを取り除くため、あらゆる広報の機会や媒体の活用に努めながら、町民に対する啓発を積極的に進め、「こころのバリアフリー」を実現していきます。特に、障害のある人となない人が、共に活動する相互交流の機会に主眼をおいた取り組みを進め、これらを通じてボランティア活動等の拡大を支援していきます。

基本目標2～7は現行計画と同じものを記載します。
(現行計画 P40、41)

2. 計画の重点施策

計画の重点施策に係るページは
現行計画と同じものを記載します。
(現行計画 P43～P46)

第2章 計画の体系

計画の体系に係るページは
現行計画と同じものを記載します。
(現行計画 P47)

基本目標１：こころのバリアフリーの推進

1-1：障害に対する正しい理解の促進

1)障害者週間の啓発活動

担当課名：社会福祉協議会、福祉課

【事業概要】

ノーマライゼーションの理念の啓発と定着を図るため、障害者週間（12月3日～9日）に障害者団体等と連携し、障害理解の促進に向けた講演会や映画上映会等を開催します。

また、町役場ロビーでは、障害者団体や事業所の紹介のための作品展示やポスター掲示等、理解の促進と周知を図ります。

また、広報はやまや回覧板等により障害に関する正しい理解や知識・情報提供を行い、障害のある人への偏見や差別を取り除いていきます。

平成24年度までは障害当事者やその家族、関係する支援者等の講話を中心とした講演会を実施、平成25年度は重度の知的障害のある人とその家族のドキュメンタリー映画の上映会を実施しています。

【取り組みの方向】 改善

社会福祉協議会の地域福祉総合相談事業や葉山町自立支援協議会の意見を踏まえ、効果的な啓発に取り組みます。

3)職員研修事業

担当課名：総務課、福祉課

【事業概要】

ノーマライゼーションの理念を深めるため、職員研修等の充実を図ります。

また、就労者の配属先を対象に、よこすか障害者就業・生活支援センターを招き、受け入れ側の心構え等について指導を受けていきます。

【取り組みの方向】 継続

職員が障害のある人へ適切な指示及び対応を行えるよう、職員対応マニュアルを作成するとともに、具体的な接し方について情報提供を行います。

また、今後もよこすか障害者就業・生活支援センターの協力のもと、総務課及び福祉課とで連携を図り、障害のある人の所属先への指導を徹底します。

4)交流教育の推進

重点

担当課名：子ども育成課、学校教育課、福祉課

【事業概要】

就学前教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒が、日常的な交流や共同体験を通じて、幼少期から社会福祉への関心を持ち、互いに理解を深めあい、共に豊かな人間性を育てあえるよう、交流教育を進めます。

現在、たんぼぼ教室と葉山保育園の交流を月2回実施しています。

また、町での交流事業の運営に、中学生ボランティアの協力や保育園児の参加を求め、交流を図っています。

【取り組みの方向】 継続

学校等の関係機関と情報共有等を行い、今以上に連携を強化していく必要があると考えられるため、今後は地域の学校と特別支援教育諸学校との交流の推進を図っていきます。

また、引き続きたんぽぽ教室と保育園の交流により、幼少期から社会福祉への関心を持てるよう取り組みます。

5)福祉教育の充実

重点

担当課名：学校教育課、社会福祉協議会

【事業概要】

障害のある人に対する理解と認識を深めるための福祉教育を推進するため、各種講座等を企画し、学習機会の充実を図ります。

市内の小・中学校においては、体験学習を通して障害のある人への理解を深めていきます。

また、福祉事業所の協力を得て、中・高校生対象の夏休み福祉活動体験学習（施設等での3日間の体験学習）を実施します。

【取り組みの方向】 **継続**

児童・生徒に限定せず、広い年齢層を対象にした福祉教育を実践するには、障害理解を促す機会を、地域住民のより身近で実感ある日常生活場面の中で促進する必要があります。

そこで、今後は福祉教育に関するカリキュラム編成の工夫を行い、児童・生徒向けの体験学習等の学習機会に加え、大人を対象に、地域住民のより身近な小地域を基盤とした生活問題や地域問題を題材にした学習機会及び担い手の育成の充実を図ります。

1-2：ボランティア活動の活性化

1)ボランティアの育成

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

ボランティア活動の基本的な研修を行うとともに、障害のある人へのボランティア活動を希望する地域住民を対象に、障害特性に応じたボランティアの育成のための手話奉仕員養成講座、点訳ボランティア養成講座（初・中級編）、音訳ボランティア養成講座（初・中級編）を開催します。

手話奉仕員養成講座（入門課程）は毎年1回、点訳及び音訳の各ボランティア養成講座（初級・中級編）は2年ごとに開催しています。

【取り組みの方向】 **継続**

現行の講座（ボランティア育成）では、障害特性に応じたボランティアの育成にしては守備範囲が狭く、他の障害特性へのボランティア育成や組織化、活動支援等も検討する必要があります。

そこで、ニーズを把握して、障害特性に応じた多様なボランティアの育成を実施していきます。

2)ボランティア活動のコーディネート

担当課名：社会福祉協議会、福祉課

【事業概要】

ボランティア活動希望者とボランティア活用希望者への情報提供やコーディネートを行うとともに、ボランティア活動団体への活動資金の支援を行います。

社会福祉協議会では、ボランティア活動者への情報提供（市民活動ガイドブックや情報紙など）やコーディネート、ボランティア活動団体への活動資金の支援、ボランティア活動の利便性向上のための活動場所の提供等を行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

障害のある人への支援に関しては、障害児余暇支援活動を中心とするグループとの関わりに加え、障害特性などに応じた新たなボランティアの組織化、活動支援等が必要と考えられます。

そこで、各小地域密着型のボランティアや障害特性に応じた多様なボランティアへの活動支援等を実施していきます。

また、市民活動ガイドブックと情報誌を一体化し、地域の情報とテーマごとの情報を1つの冊子にすることで解りやすい情報提供を行います。

3) ボランティア活動団体との連携

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

ボランティア活動団体と連携しながら、活動内容の周知や活躍の機会づくりを進めていきます。

社会福祉協議会では、講座や会議等で、関係機関・団体との意見・情報交換、事業化の企画・立案の検討などを行っています。

【取り組みの方向】 **廃止**

障害のある人への支援に関しては、障害当事者やその家族等の訴えに基づいたボランティアの育成、組織化、支援や団体同士の連携等が重要と考えられます。

今後は、住民、行政、専門職と連携して、障害当事者組織への支援、ニーズ集約、ボランティア活動団体との関係づくりや支援体制づくりを進めていきます。

4) 小地域福祉活動の推進

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

葉山町内におおむね8つの日常生活圏域を設定し、現在7圏域において小地域福祉活動推進組織又はそれに準ずる住民主体が設置され、そのうち6地区において見守りや個別支援の活動が実施されています。

【取り組みの方向】 **新規**

今後も小地域福祉活動推進組織の設置を目指すとともに、集いの場づくりや有償又は無償による生活支援活動など、地域のニーズにあった住民主体の活動を支援していきます。

1-3：スポーツ・レクリエーション活動の促進

現状と課題

一人ひとりの生活の質を向上させる上で、スポーツ活動や文化活動における社会参加は重要な役割を果たしています。

町では、障害のある人のスポーツ活動及び社会参加を支援するため、運動会の開催やヨット大会への支援を行ってきました。また、日ごろの成果を発表する作品展や地域のイベントの開催など、文化活動も支援してきました。しかし、近年では参加者の固定化や事業への参加手段の確保などが課題となっています。

障害のある人の生活を充実させるために、障害のある人もない人も気軽に参加できるようなスポーツ及び文化活動を推進することが求められます。

2) 交流の場の推進

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の社会参加と地域との交流を図るため、交流の機会を創出します。

【取り組みの方向】 **継続**

障害のある人となない人が交流することにより、親睦を深め、相互理解を推進できるよう、葉山町自立支援協議会において効果的な事業内容を検討し、実施していきます。

基本目標2：自立と社会参加の促進

2-1：日中活動の場の充実

1) 日中活動サービス

担当課名：福祉課、子ども育成課

■ 障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

福祉施設等で日中活動として実施している「生活介護」「療養介護」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「ショートステイ」の各サービスを提供します。

【取り組みの方向】 **継続**

近隣市に所在するサービス提供事業所と連携を図りながら、今後も継続して各サービスの提供を図っていきます。

4) 障害者支援施設の充実

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害者支援施設「葉山はばたき」では、機織作業、空き缶つぶし等を中心に、障害のある人の日中活動の場を提供しています。

また、平成 24 年度より障害者総合支援法に基づく生活介護事業所へと円滑に移行し、安定的な運営を行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

20 名の定員に対し、2527 名の登録者がいるため、稼働率が高い反面、受け入れについて課題が生じています。

今後は課題の解決に向けた検討を行うとともに、引き続き安定的なサービス提供ができるよう努めていきます。

2-2：暮らしの場の確保

現状と課題

住宅は地域での生活基盤そのものであることから、障害のある人の住まいの確保、暮らしやすい住まいの普及などの住宅に関する施策の充実や障害のある人が共同で生活を営むグループホームなど、個々のニーズに対応していくことが求められます。

現在、町では、知的障害者グループホーム「ジャストサイズー色」が運営されていますが、の代替として新たに「ジャストサイズ堀内」が開設され、受入人数が増えましたが、1 箇所ではニーズに対応できる状況ではありません。

また、町営住宅についても、滝の坂住宅は平成 25 年度に、平松住宅は平成 26 年度に階段の手すりを設置していますが、すべてがバリアフリー化されている状態ではない上に、慢性的に空きがありません。

自立生活を継続するための支援とあわせて、地域での暮らしの場の確保は今後の重要な課題となります。

1) グループホーム等の確保

重点

担当課名：福祉課

■ 障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

地域生活を支援するため、障害福祉サービスにおけるグループホームの確保に努めます。

【取り組みの方向】 **継続**

~~事業者の町内誘致へ向け、公共用地の貸付などの支援策を検討していますが、狭小であったり、交通不便地であったりなど、望ましい土地が少なく実現に至らない状況にあります。~~

平成29年度に町内にありましたグループホーム「ジャストサイズ一色」の代替として新たに「ジャストサイズ堀内」が開設され、安定的に運営できる施設ができました。

今後も当事者やその家族の高齢化を見据え、引き続き町内にグループホーム等の生活の場の設置意向を持つ事業者・団体に対し、支援策を検討します。

2-3：移動支援の充実

2)送迎サービス運営事業

担当課名：福祉課、社会福祉協議会

【事業概要】

在宅生活の支援として、本人及び介護者だけでは移動が困難な重度の障害のある人に対して、病院や施設の入退院・入退所及び通院の際、車椅子ごと乗車できるハンディキャブによる送迎サービスを行っています。

【取り組みの方向】 **改善**

~~福祉有償運送事業者の参入により社会資源の充実が期待されていますが、一方で採算があわないことにより、事業廃止する事業者が増えている状況にあります。~~

~~今後も事業者の事業の継続性に配慮しつつ、引き続き事業を実施していきます。~~

送迎件数が毎年増加傾向にあり、送迎希望日時の重複や予約方法等に課題が生じています。

今後は、福祉有償運送事業者の運営状況に考慮しながら、移動が困難な重度の障害のある人への効果的な支援について検討していきます。

4)移動に係る経費の助成(タクシー券の交付、燃料費の助成)

担当課名：福祉課

【事業概要】

在宅の重度の障害のある人が利用するタクシー料金や自動車燃料費の一部を助成することにより、障害のある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。

タクシー券(600円)の年間24枚交付や燃料費(月10L)を助成し、在宅生活の支援を実施しています。

【取り組みの方向】 **継続**

~~使い勝手の改善は図ってきましたが、移動手段の実態としては家族による送迎が多いため、柔軟な対応が求められています。アンケート調査の結果から、移動手段の実態は家族による送迎が多いことが判ったことから、平成29年度に使い勝手の改善を図りました。~~

~~今後はアンケート調査の内容を精査し、利用実態に即した支援につながるよう事業内容の改善を図っていきます。~~

今後も利用実態を見ながら効果的な事業運営に取り組んでいきます。

2-4：コミュニケーション支援の充実

1)コミュニケーション支援事業

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図るため、福祉課窓口到手話通訳者を設置し、相談や諸手続きの支援を行うとともに、病院や公共機関等での各種手続きや相談がスムーズに行われるよう手話通訳者の派遣を行います。

【取り組みの方向】 **継続**

聴覚障害のある人の中でも、情報保障の手段として手話を必要とする人と別の手段として要約筆記を必要とする人がいます。今後も継続して事業の実施に努めるとともに、ニーズ等を勘案し、必要な事業量の確保に向けて取り組んでいきます。

基本目標3：福祉・生活支援の充実

3-3：相談体制の充実

現状と課題

障害のある人一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の入口が相談支援となります。そのため、アンケート調査結果や葉山町自立支援協議会において課題として出された、どこに相談したらよいかわからないなどといったことのないよう、わかりやすい相談体制が必要になります。

現在、町ではケースワーカーをはじめ、身近な相談窓口として民生委員・児童委員や相談支援事業所の相談支援専門員（「支援センター風」、「地域生活サポートセンターとらいむ」及び「こころの相談室ポート」）が障害のある人や家族の相談支援に従事しています。専門的な知識を持つ3箇所の相談支援事業所に委託することにより、質の高いサービスを提供しています。中でも「こころの相談室ポート」は、精神障害のある人を対象に、町内ではじめて相談支援事業所として設置され、相談支援の充実を図ってきました。

平成27年度より支給決定の際に必要な計画相談支援については、目標達成に向け順次作成に努めてきましたが、現在作成率が100%になり、支援が必要な人に適したサービスが提供されています。しかし、相談支援事業所の不足により対応体制が厳しい状況になりつつあります。あり、相談支援事業所の確保が課題になっています。

また、依然として十分な相談窓口の認知や制度の理解が図られていないのが現状であり、情報のバリアフリー化を進め、障害のある人や家族が安心して気軽に相談できる相談体制を確立していくことが重要となります。

1) 相談支援事業の充実

重点

担当課名：福祉課

■ 障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

障害のある人や家族等からの相談内容に応じて、福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談等を、総合的な相談窓口として相談支援事業所（「支援センター風」、「地域生活サポートセンターとらいむ」、「こころの相談室ポート」）で実施します。

サービス利用に関する調整が困難な人で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、相談支援事業者と連携を図りながら、サービス等利用計画を作成します。

【取り組みの方向】 継続

平成27年度より支給決定にあたって必要なサービス等利用計画について、件数は少しずつ伸びていますが、現在作成率が100%になりましたが、相談支援事業所の不足により対応体制が厳しい状況になりつつあります。

今後も必要とされる規模のサービス提供ができるように、相談支援体制の強化を進めるとともに、将来に向けて町内の身近な場所に相談支援事業所を増やせるよう、継続して取り組んでいきます。

4) 地域福祉総合相談事業

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

地域での生活及び福祉活動の担い手の相談を総合的に受け、住民、行政、福祉事業者との連携のもと支援を行います。

【取り組みの方向】 **継続**

高齢、障害、児童などの枠にとらわれず、地域での日常生活の中での困りごとや福祉活動に関する相談の総合窓口として、住民、行政、福祉事業者との連携・協働のもと、個別支援や地域支援、住民福祉活動の情報提供等を行います。

6)保健相談事業

担当課名：町民健康課、福祉課

【事業概要】

障害のある人及びその家族が必要な時に相談できるよう、福祉課と町民健康課で所内相談を行っています。

相談方法は、電話、来所や各種教室への参加等様々ですが、相談の内容で関係機関と連携して、相談の充実を図ります。

また、子ども育成課、教育委員会、福祉課、町民健康課で情報を共有し、包括的な支援が行えるよう、ケース会議や連絡会を開催しています。

【取り組みの方向】 **継続**

相談内容は、障害に関することや生活習慣病に関すること等、多岐にわたります。

生活習慣病の人には半年程度の改善指導を行います。体調の変化で継続支援が難しくなり、予定期間よりも延長することや指導内容を変更することもあります。その際、障害者の支援サービスを利用している人であれば、施設や相談機関に連絡をして継続支援を行うことができますが、どこにも所属していない人の場合は指導が途切れしてしまう可能性があるため、町民健康課と福祉課が連携し、訪問指導等その人が受け入れられる方法で支援を継続します。

また、町民健康課には急遽相談に来る人が多いため、相談方法の周知を行い、円滑な相談ができる環境づくりに取り組みます。

3-4：発達障害のある子ども等への対応体制の充実

現状と課題

障害のある子ども等は、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であり、早期発見・早期支援の対応の必要性は極めて高いものといえます。

町では、保健・医療・福祉・教育等が連携した取り組みとして、乳幼児期から就労するまで、発達支援システムによる一貫した相談・支援体制を充実させています。発達支援システムの中で作成した相談支援ファイルが利用者及び事業者（支援者）の双方が利用しやすいツールになり、より良い活用が図られるように、普及に向けた取り組みを強化する必要があります。

また、未就学の障害のある児童等に対して、町立のたんぼぼ教室において障害児通所支援の児童発達支援事業を提供しています。限られた社会資源の中で唯一町内で利用できるサービスであることから、ニーズの高い事業となっており、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、町立のたんぼぼ教室以外にも町内で2箇所の児童発達支援事業所があり、日常生活や社会生活に必要なコミュニケーション能力の向上を目指します。また集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導等が行われることが期待されています。

基本目標5：雇用と就労支援の充実

5-1：就労支援の総合的な推進

2)就労後定着支援事業

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の就労の定着を図るため、障害のある人と障害のある人を雇用する事業者の双方への支援策に取り組んでいます。

「NPO法人地域生活サポートまいんど」へ委託し、就労後定着支援を実施しています。

また、平成30年4月より総合支援法が改正され、新たに障害福祉サービスとして「就労定着支援」が創設されます。

【取り組みの方向】 **継続**

町の委託事業として取り組んできた就労後定着支援事業と障害福祉サービスの個別給付としての「就労定着支援」との調整を図り、今後も継続して就労後定着を目指して取り組んでいきます。

5)効果的な就労支援策の検討

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

~~葉山町自立支援協議会において就労支援に関する作業委員会を設置し、雇う側と雇われる側の就労前後の支援など、就労支援に関わる施策を総合的な観点から見直し、効果的な就労支援策を検討していきます。~~

~~平成26年度には葉山町自立支援協議会で就労部会（仮称）の立ち上げの前段階として、課題の整理を行っています。~~

【取り組みの方向】 **継続**

葉山町自立支援協議会など、事業所の連携のもと、継続して効果的な就労支援策のあり方を検討していきます。

5-2：就労環境の改善・向上

1)就労支援ネットワークの構築

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報提供が行えるよう、ハローワーク（公共職業安定所）、地域障害者就業センター（神奈川障害者職業センター）、障害者しごとサポート事業、障害者就業・生活支援センター（よこすか障害者就業・生活支援センター）等とのネットワーク体制を構築します。

【取り組みの方向】 **継続**

~~平成26年は葉山町自立支援協議会の就労部会（仮称）立ち上げには至っていませんが、~~就労支援については、個別のケースに応じて各関係機関と連携を図っています。

今後も個別のケースに応じて対応するとともに、葉山町自立支援協議会など、事業所の連携のもと、継続して就労支援ネットワークの構築を進めていきます。

5-3：雇用の場の拡大

1)町の業務の委託促進

重 点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の福祉的就労の充実を図るため、町の業務を事業所等に対して積極的に委託するよう関係各課に働きかけます。

福祉施策の配食サービスや、行事等のお弁当 やミックスペーパーの回収袋の作成を障害者施設に委託しています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後 はち 障害者優先調達推進法に基づき町の指針を策定し、障害者施設等からの調達を推進します。

基本目標6：共に学び共に育つ環境の整備

6-3：放課後対策等の充実

現状と課題

学齢期の障害のある子どもや家庭にとって、放課後等の居場所づくりを推進することは、生活の質を向上させるとともにレスパイトケアとして重要な役割を担っています。

町では、児童の放課後の居場所として、学童クラブや児童館を提供し、障害のある子どももいない子どもも相互に交流できる場として役割が期待されています。しかし、現在児童館を利用する障害のある子どもは、一人で来館できる障害レベルの子どもとなっており、重度の障害のある子どもは保護者の付き添いが必要になります。障害のある子どもとない子どもが共に交流するための機会を確保することや、学童クラブでの発達に課題のある子どもの受け入れ等、来館方法やその手段についての工夫が必要な現状です。

また、放課後等デイサービスにおいて、児童の放課後の生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所及び療育の場(日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等)を通して障害のある子どもの自立を促進しています。児童福祉法が改正され、サービスの提供が始まった当時はしかし、町内には利用できる事業所がないことから、近隣市の事業所との連携によりサービスを提供しているのが現状です。ありませんでしたが、平成27年度に初めて町内に事業所が開設され、現在2つの事業所によりサービスが提供されています。障害のある子どもが安心して過ごせる放課後の居場所を充実させることが求められています。

1) 児童・生徒の居場所づくり

担当課名：子ども育成課

【事業概要】

両親の就労や病気等により、放課後帰宅しても家庭に保護者のいない児童に対して「学童クラブ」、地域の遊び場として児童が利用できる「児童館等」を提供します。

【取り組みの方向】 継続

障害のある児童を「学童クラブ」で受け入れるにあたっては、そのために必要となる人員の確保について、財政面、人材面及び環境整備の面で大きな課題となっています。今後は、学童クラブ及び放課後等デイサービス事業との調整を図り、必要に応じて人員・財政面での体制の強化を検討していきます。を利用する調整を民間事業所等と連携をしながら適切な対応に努めていきます。

また、「児童館等」では、障害のある児童もいない児童も互いに交流できる貴重な場となりますが、指導員のケアが行き届かない問題も生じます。互いに安心して遊べる場を提供するために、障害のあるなしにかかわらず、必要に応じて付き添いを求め、適正な事業の実施に努めます。

2) 放課後等デイサービス事業の利用促進

担当課名：子ども育成課、福祉課

■ 障害福祉計画の対象事業：【障害児通所支援】

【事業概要】

支援の必要な就学児の放課後の療育の場として「放課後等デイサービス」を提供します。

【取り組みの方向】 継続

平成27年度に町内に初めて事業所が開設され、現在2つの事業所によりサービスが提供されています。町内に利用できる事業所がないため、近隣市に所在する事業所を利用してサービスを提供しています。今後は、利用者のニーズを調査し、町内におけるサービス提供の必要性を検討するとともに、近隣市に所在する

今後も事業所と連携を図りながら、継続してサービスの安定的な提供を図ります。

基本目標7：安心して暮らせる住みよいまちづくり

7-1：すべての人にやさしいまちづくりの推進

2) 公共施設等の整備

担当課名：公共施設課、関係各課

【事業概要】

町営住宅、公衆トイレ等の公共施設の整備や改修において、計画の段階から障害のあるなしに関わらず、誰もが利用しやすい施設となる整備を推進します。

公共施設の一定のバリアフリー化は実施済みであり、施設の新設・改修についてはバリアフリーに配慮した設計を提案していきます。

【取り組みの方向】 **継続**

今後、将来の更新費用の負担を少なくするため、計画的に財源の確保や維持管理を行う必要があります。

葉山町公共施設白書等を踏まえて、平成28年度に策定した「葉山町公共施設等総合管理計画」に基づき、町の公共施設全体の保全方針や計画を策定し、中で総合的かつ計画的に維持保全及び改修等を進めていきます。

7-2：緊急時・災害時の安全の確保の推進

1) 避難行動要支援者に対する地域支援体制の整備

重点

担当課名：福祉課、防災安全課

【事業概要】

消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員・児童委員との連携を図りながら、緊急時の連絡体制の整備に努めるとともに、地域ぐるみの避難行動要支援者の地域支援体制の整備を図ります。

具体的には、避難行動要支援者の避難対策等を地域防災計画に位置づけ、リストやマニュアルの作成等を実施し、災害時に備えて情報の共有を図っています。

【取り組みの方向】 **継続**

避難行動要支援者リストへのより多くの登録が得られるように、各機関と連携を図り、周知していきます。

災害時に効果的に避難行動要支援者の情報を共有するため、福祉課と防災安全課の連携を強化し、より効果的なリストの活用方法を検討していきます。

6) 福祉避難所の設置

担当課名：防災安全課、福祉課

【事業概要】

障害のある人にとって、一般の避難所では生活に支障があるため、安心して避難できる福祉避難所を設置します。

【取り組みの方向】 **継続**

災害時に障害のある人の受け入れが可能な既存の施設と連携し、環境整備に努めます。るとともに、要配慮者が相談し、助言又はその他の支援を受けることができる体制づくりにも取り組んでいきます。

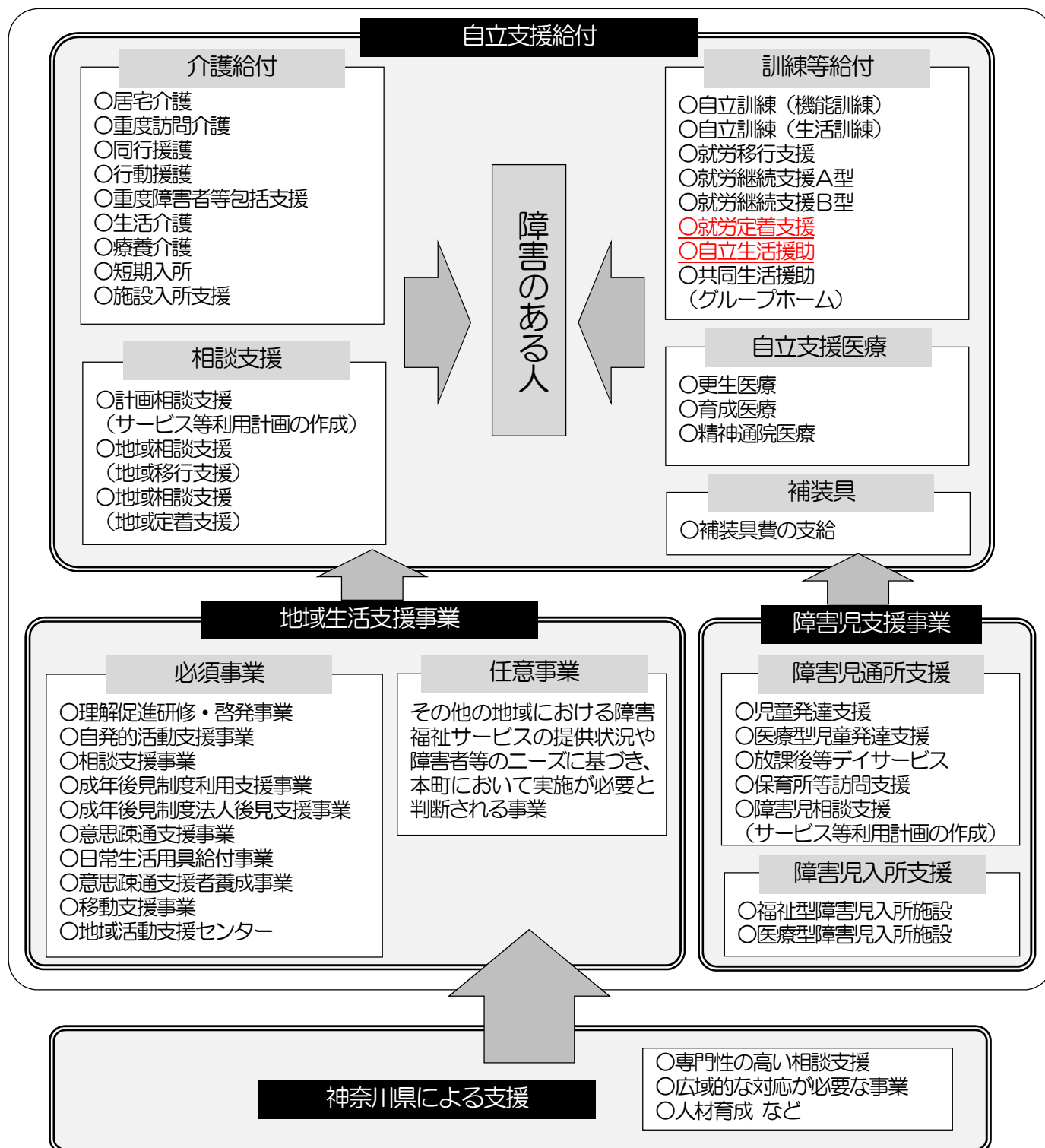
第3編：障害福祉計画

障害児福祉計画

第1章 計画推進の考え方

障害福祉計画 及び障害児福祉計画 は、障害者総合支援法に規定されている障害 児 者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

障害福祉計画における事業の体系は以下のとおりとなっており、事業ごとのサービス見込み量とその確保策を明確にして、計画に沿った事業の実施を図っていきます。



第2章 障害福祉サービスの見込み量と確保策

サービスの見込み量の単位の考え方は次のとおりです。

【時間】 サービス利用時間

【人】 実利用者数

【人日】 「(利用実人数) × (一人あたり利用日数)」で算出されるサービスの総量

1. 自立支援給付

(1) 自立支援給付の概要

事業名		内容
障害福祉サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他、生活全般にわたる支援を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を要する人に、自宅での入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他生活全般にわたる支援及び外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に、移動時及びそれに伴う外出先においての必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要な支援を行います。
	行動援護	行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する人に、危険回避のために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人や知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に、障害福祉サービスを包括的に提供します。
	生活介護	常時介護を要する人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等、その他の必要な日常生活上の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。
	療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要し、常時介護を要する人に、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護、その他必要な保護を行います。
	施設入所支援	施設に入所する障害のある人に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

事業名			内容
障害福祉サービス	訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	身体障害のある人に、理学療法、作業療法、リハビリテーション、その他必要な支援を行います。
		自立訓練(生活訓練)	知的障害または精神障害のある人に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
		就労移行支援	就労を希望する障害のある人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場への就労移行定着のために必要な相談、その他必要な支援を行います。
		就労継続支援(A型)	企業等に就労することが困難な人に、雇用契約により働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
		就労継続支援(B型)	企業に就労することが困難な人に、雇用契約なしで働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
		就労定着支援	<u>在職障害者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等を一定期間行い、就労定着を支援します。</u>
		自立生活援助	<u>障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害のある人へ一定期間にわたり定期的な巡回訪問や必要に応じた対応を行い、地域生活を支援します。</u>
		共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行います。
相談支援		計画相談支援(サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
		計画相談支援(継続サービス利用支援)	サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勧告してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
		地域相談支援(地域移行支援)	障害者支援施設に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
		地域相談支援(地域定着支援)	居宅において単身等の状況で生活する障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。
自立支援医療		更生医療	障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。
		育成医療	生活能力を得るために必要な医療を給付します。
		精神通院医療	精神疾患に対する通院医療を給付します。
補装具費			義肢や車椅子等の購入に際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。
高額障害福祉サービス等給付費			世帯内で障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、高額障害福祉サービス等給付費を支給します。

(2) 自立支援給付の見込み量

1 訪問系サービス

1) 居宅介護支援

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (時間)	計画	307.4 時間	352.9 時間	398.4 時間	199.2 時間	213.8 時間	228.4 時間
	実績	217.0 時間	248.5 時間	209.0 時間			
	達成率	70.6%	70.4%	52.5%			
利用実人数	計画	27 人	31 人	35 人	21 人	22 人	24 人
	実績	16 人	17 人	19 人			
	達成率	59.3%	54.8%	54.3%			
一人あたり 利用時間	計画	11.4 時間	11.4 時間	11.4 時間	9.7 時間	9.7 時間	9.7 時間
	実績	13.6 時間	14.6 時間	11.0 時間			
	達成率	119.3%	128.1%	96.5%			

※平成 29 年度の数値は、5 ヶ月間の実績から推計した見込み

2) 重度訪問介護

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (時間)	計画	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間
	実績	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間			
	達成率	-	-	-			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
	達成率	-	-	-			
一人あたり 利用時間	計画	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間
	実績	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間			
	達成率	-	-	-			

3) 同行援護

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (時間)	計画	6.0 時間	6.0 時間	6.0 時間	22.6 時間	22.6 時間	22.6 時間
	実績	39.5 時間	18.0 時間	22.6 時間			
	達成率	658.3%	300.0%	376.7%			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
	実績	2 人	1 人	2 人			
	達成率	200.0%	100.0%	200.0%			
一人あたり 利用時間	計画	6.0 時間	6.0 時間	6.0 時間	11.3 時間	11.3 時間	11.3 時間
	実績	19.8 時間	18.0 時間	11.3 時間			
	達成率	329.2%	300.0%	188.3%			

※平成 29 年度の数値は、5 ヶ月間の実績から推計した見込み

4) 行動援護

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (時間)	計画	25.0 時間	25.0 時間	25.0 時間	4 時間	4 時間	4 時間
	実績	0.0 時間	0.0 時間	4.0 時間			
	達成率	-	-	16.0%			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
	達成率	-	-	-			
一人あたり 利用時間	計画	25.0 時間	25.0 時間	25.0 時間	4 時間	4 時間	4 時間
	実績	0.0 時間	0.0 時間	4.0 時間			
	達成率	-	-	16.0%			

5) 重度障害者等包括支援

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (時間)	計画	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間
	実績	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間			
	達成率	-	-	-			
利用実人数	計画	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
	達成率	-	-	-			
一人あたり 利用時間	計画	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	-	-	-
	実績	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間			
	達成率	-	-	-			

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、居宅介護の利用実人数は 17 人で、1 ヶ月あたりの平均利用時間は 14.6 時間となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績の推移をみると、利用人数は毎年度増えていますが、一方で一人あたりの利用時間と利用延べ時間は、減少しています。これは、計画相談の効果により、介護保険への移行や、今まで支給決定されてもサービスにつながっていなかった人が、サービス利用につながったことによるものと考えられます。

同行援護は平成 26 年度より定期利用につながった人が 1 人、今後利用する予定の人が 1 人で計 2 人になり、行動援護も定期利用する予定の人が 1 人増えました。重度訪問介護は実績がありませんでした。また、重度障害者等包括支援については、地域に事業所がないため、利用実績につながらないものと考えられます。

【見込み量設定の考え方】

居宅介護については、平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ時間を見込んでいます。また、同行援護及び行動援護については、平成 29 年度中に利用が見込まれ、重度訪問介護についても今後利用が見込まれることから、これを勘案して推計しています。

なお、重度障害者等包括支援については、当面は利用がないことが見込まれます。

2 日中活動系サービス

1)生活介護

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	1,081 人日	1,176 人日	1,272 人日	1,128 人日	1,184 人日	1,241 人日
	実績	1,023 人日	1,101 人日	1,027 人日			
	達成率	94.6%	93.6%	80.7%			
利用実人数	計画	63 人	68 人	74 人	60 人	63 人	66 人
	実績	54 人	56 人	58 人			
	達成率	85.7%	82.4%	78.4%			
一人あたり 利用日数	計画	17.3 日	17.3 日	17.3 日	18.8 日	18.8 日	18.8 日
	実績	18.9 日	19.7 日	17.7 日			
	達成率	109.5%	113.6%	102.3%			

※平成 29 年度の数値は、5 ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、生活介護の利用実人数は 56 人で、一人あたりの平均利用日数は 19.7 日となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績の推移をみると、利用実人数が年々増加しているが利用延べ日数にばらつきが生じています。これは、利用者の高齢化に伴い通所できる利用日数が少ないことが要因と思われます。また、一人あたり利用日数は 17 日前後となっており、月の大半を生活介護事業所で過ごしていることがわかります。

生活介護事業所は、障害支援区分 3 以上（50 歳以上は区分 2 以上）の比較的障害の重い人の日中活動の場として役割が期待されています。利用実績が年々増加している要因には、新規利用ニーズが高い一方で、長期にわたり通所が継続されることにあると考えられます。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、特別支援学校卒業予定者で新たに利用すると見込まれるものを加えて、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。

2) 自立訓練(機能訓練)

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	16 人日	16 人日	16 人日	17 人日	17 人日	17 人日
	実績	0 人日	22 人日	12 人日			
	達成率	0.0%	137.5%	77.5%			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	1 人	1 人			
	達成率	－	100.0%	100.0%			
一人あたり 利用日数	計画	16.4 日	16.4 日	14.3 日	17.2 日	17.2 日	17.2 日
	実績	0 日	22.0 日	12.4 日			
	達成率	－	134.1%	75.6%			

※平成 29 年度の数値は、5 ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、機能訓練の利用者数は 1 人で、月あたりの平均利用日数は 22 日となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績の推移をみても、横ばいの状況が続いています。機能訓練の利用については、1 年 6 ヶ月間となっていることから、長期的な継続利用が生じないためと考えられます。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んでいます。

機能訓練の利用については、1 年 6 ヶ月間の期限があるため、利用実人数の増加は見込まずに推計しています。

3) 自立訓練(生活訓練)

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	15 人日	15 人日	15 人日	12 人日	12 人日	12 人日
	実績	0 人日	0 人日	12 人日			
	達成率	－	－	82.7%			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	1 人			
	達成率	－	－	100.0%			
一人あたり 利用日数	計画	15.1 日	15.1 日	15.1 日	12.4 日	12.4 日	12.4 日
	実績	0 日	0 日	12.4 日			
	達成率	－	－	82.1%			

※平成 29 年度の数値は、5 ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績の推移をみると、平成 27 年度から平成 28 年度の利用者数はなく、平成 29 年度は 1 人利用しています。自立訓練（生活訓練）は、利用期間が 2 年間となっていることから、長期的な継続利用が生じないため、利用実績に変動があります。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んでいます。

生活訓練の利用については、2 年間の期限があるため、利用実人数の増加は見込まずに推計しています。

4)就労移行支援

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	49 人日	66 人日	66 人日	47 人日	62 人日	62 人日
	実績	126 人日	63 人日	30 人日			
	達成率	257.1%	95.5%	45.0%			
利用実人数	計画	3 人	4 人	4 人	3 人	4 人	4 人
	実績	6 人	4 人	3 人			
	達成率	200.0%	100.0%	75.0%			
一人あたり 利用日数	計画	16.4 日	16.4 日	16.4 日	15.6 日	15.6 日	15.6 日
	実績	21.0 日	15.8 日	9.9 日			
	達成率	128.0%	96.0%	60.4%			

※平成 29 年度の数値は、5ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、就労移行支援の利用者数は 4 人で、一人あたりの平均利用日数は 16 日となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績の推移をみると、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいの状況です。利用者数、一人あたりの利用日数、利用延べ数は減少しています。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、特別支援学校卒業予定者で新たに利用すると見込まれるものを加えて、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んでいます。

就労移行支援の利用については、2 年間の期限があるため、利用実人数の増加は見込まずに推計しています。

5)就労継続支援A型

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	241 人日	259 人日	278 人日	194 人日	211 人日	229 人日
	実績	144 人日	170 人日	158 人日			
	達成率	59.8%	65.6%	56.8%			
利用実人数	計画	13 人	14 人	15 人	11 人	12 人	13 人
	実績	8 人	9 人	10 人			
	達成率	61.5%	64.3%	66.7%			
一人あたり 利用日数	計画	18.5 日	18.5 日	18.5 日	17.6 日	17.6 日	17.6 日
	実績	18.0 日	18.9 日	15.8 日			
	達成率	97.3%	102.1%	85.4%			

※平成 29 年度の数値は、5ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A 型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A 型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、就労継続支援 A 型の利用者数は 9 人で、一人あたりの平均利用日数は 18.9 日となっています。平成 23 年度に近隣地域の複数の地域作業所が就労継続支援 A 型事業所に移行したことで、施設の充実が図られたが、近年は採算が合わずに事業変更する事業者が増えているため、過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績をみると変動があります。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。

6)就労継続支援B型

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	564 人日	570 人日	577 人日	680 人日	710 人日	740 人日
	実績	627 人日	598 人日	581 人日			
	達成率	111.2%	104.9%	100.6%			
利用実人数	計画	46 人	46 人	47 人	45 人	47 人	49 人
	実績	39 人	38 人	43 人			
	達成率	84.8%	82.6%	91.5%			
一人あたり 利用日数	計画	12.4 日	12.4 日	12.4 日	15.1 日	15.1 日	15.1 日
	実績	16.1 日	15.7 日	13.5 日			
	達成率	129.7%	126.9%	108.9%			

※平成 29 年度の数値は、5ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、就労継続支援 B 型の利用者数は 38 人で、月あたりの平均利用日数は 15.7 日となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績の推移をみると、利用人数は毎年増えていますが、一方で一人あたりの利用日数と延べ利用人数は減少しています。これは、社会参加の入口として利用する人が多く、A 型事業所への移行をする人や病状によって継続して通うことが難しい人など、利用者の変動が大きいことが要因と考えられます。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。

7)就労定着支援

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	—	—	—	法改正の詳細が示されてから見込みます。		
	実績	—	—	—			
	達成率	—	—	—			
利用実人数	計画	—	—	—			
	実績	—	—	—			
	達成率	—	—	—			
一人あたり 利用日数	計画	—	—	—			
	実績	—	—	—			
	達成率	—	—	—			

※新規事業のため、実績はなし

【国の基本指針】

障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

【見込み量設定の考え方】

8)療養介護

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	実績	2 人	2 人	2 人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、療養介護の利用者数は 2 人となっています。平成 26 年に近隣地域において療養介護事業所が開所されたことに伴い、入所調整が進められ、現在 2 人が入所しています。なお、現在療養介護の利用を希望する人はいません。

【見込み量設定の考え方】

平成 26 年度に近隣地域において開所された療養介護事業所に入所した人を見込んで推計しています。

9)短期入所

【福祉型】

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	69 人日	86 人日	104 人日	30 人日	30 人日	30 人日
	実績	33 人日	24 人日	24 人日			
	達成率	47.8%	27.9%	23.4%			
利用実人数	計画	22 人	27 人	33 人	9 人	9 人	9 人
	実績	9 人	7 人	9 人			
	達成率	40.9%	25.9%	27.3%			
一人あたり 利用日数	計画	3.2 日	3.2 日	3.2 日	3.3 日	3.3 日	3.3 日
	実績	3.7 日	3.4 日	2.7 日			
	達成率	114.6%	107.1%	84.4%			

※平成 29 年度の数値は、5 ヶ月間の実績から推計した見込み

【医療型】

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
	実績	0 人日	0 人日	0 人日			
	達成率	-	-	-			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
	達成率	-	-	-			
一人あたり 利用日数	計画	2 日	2 日	2 日	2 日	2 日	2 日
	実績	0 日	0 日	0 日			
	達成率	-	-	-			

※平成 29 年度の数値は、5 ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、短期入所の利用者数は 7 人となっています。しかし、平成 26 年度より近隣地域において短期入所の受け入れ先が増えたことに伴い、大幅に実績が増えましたが、その後減少傾向にあります。それは、通所施設への送迎の問題から利用率が下がっていることが要因と考えられます。しかし、町内に短期入所事業所が増えたことにより、今後は増加すると見込まれます。

【見込み量設定の考え方】

福祉型については、平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んだものと、今後通所施設への送迎の問題を解消し、利用を促進した場合及び町内の短期入所事業所の利用による伸びを勘案して推計しています。

医療型については、過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績はありませんが、新たに重心認定を受けた人が利用すると見込み、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を推計しています。

3 居住系サービス

1) 自立生活援助

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	－	－	－	法改正の詳細が示されてから見込みます。		
	実績	－	－	－			
	達成率	－	－	－			

※新規事業のため、実績はなし

【国の基本指針】

単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

【見込み量設定の考え方】

2) 共同生活援助

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	14 人	16 人	20 人	21 人	22 人	23 人
	実績	15 人	17 人	20 人			
	達成率	107.1%	106.3%	100.0%			

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

また、グループホームに第一の一の3の機能を付加的に集約して整備する場合においては、当該地域生活支援拠点等の設置箇所数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、共同生活援助の利用者数は 17 人となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績の推移をみると、大幅に増えています。同 28 年度は、家庭の事情や本人の自立目的から入所する人が増えました。また、同 29 年度に町内の施設が拡大されたことにより、さらに入所する人が増えました。

共同生活援助は、将来の親亡き後を見据え高いニーズがあり、今後も増えていくと考えられます。

【見込み量設定の考え方】

把握しているニーズや、施設入所から地域生活へ移行する人の数、入院中の精神障害のある人のうち、地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる人の数を勘案して、見込んでいます。

共同生活援助の利用は、ニーズが高い反面、サービス提供事業所の確保に課題がありますが、障害者計画において重点施策となっていることから、平成 32 年度に向けた体制整備を勘案し、人数を見込んでいます。

3)施設入所支援

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	15 人	15 人	15 人	16 人	16 人	16 人
	実績	15 人	17 人	16 人			
	達成率	100.0%	113.3%	106.7%			

【国の基本指針】

平成 28 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成 32 年度末において、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2%以上を削減することとし、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、施設入所支援の利用者数は 17 人となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績をみると、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいの状況です。

【見込み量設定の考え方】

平成 30 年 3 月末時点で、16 人の利用が見込まれます。前計画からの進捗状況とあわせて、国の基本指針に基づき、実績から推計しています。

4 指定相談サービス

1) 計画相談支援

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	20 人	21 人	23 人	25 人	27 人	29 人
	実績	20 人	15 人	23.8 人			
	達成率	100.0%	71.4%	103.5%			

実人数(各年度 3 月末現在)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービス等利用計画作成数	計画	144 人	155 人	167 人	166 人	176 人	187 人
	実績	132 人	151 人	148 人			
	達成率	91.7%	97.4%	88.6%			

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、計画相談支援利用者は 151 名で、月あたりの利用人数は 15 人となっています。

平成 27 年度以降、障害福祉サービスを支給決定する際には、サービス等利用計画が必要になり、平成 29 年 9 月現在、サービス等利用計画作成率は 100%となっています。

【見込み量設定の考え方】

自立支援給付事業の主な事業について、各年度の増加率を算出し、それらの平均値から見込み量を推計しています。

2)地域相談支援(地域移行支援)

(年単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	0 人	0 人			
	達成率	100.0%	-	-			

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定にあたっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

過去3年間（平成 27～29 年度）の地域移行支援の実績はありませんでした。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5 ヶ月間の実績から推計）と今後の利用見込みを推計しています。

3)地域相談支援(地域定着支援)

(年単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
	達成率	-	-	-			

【国の基本指針】

現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

過去3年間（平成 27～29 年度）の実績をみると、地域定着支援の実績はありませんでした。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5 ヶ月間の実績から推計）では、実績はありませんが、地域移行支援に準じて今後の利用見込みを推計しています。

2. 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の概要

地域支援事業の概要に係るこのページは、
現行計画と同じものを記載します。
(現行計画 P 1 0 8)

(2) 地域生活支援事業の見込み量

1 必須事業

1) 理解促進研修・啓発事業

(年単位)

事業	実績値	見込み量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	2 回	2 回	2 回	2 回

【町の現状と実績】

葉山町自立支援協議会では、障害についての正しい知識の普及が必要であるとの意見が出ていることから、障害のある人となない人が交流できる場等の効果的な普及・啓発に係る事業運営について、検討しています。

【見込み量設定の考え方】

葉山町自立支援協議会の中で、企画・検討されている事業について、年間の開催回数を見込んでいます。

2) 相談支援事業

(年単位)

事業			実績値			見込み量		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
① 障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	計画	3 箇所	3 箇所	4 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
		実績	3 箇所	3 箇所	3 箇所			
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
	基幹相談支援センターの設置の有無		無	無	無	無	無	有
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無		有	有	有	有	有	有

【町の現状と実績】

平成 29 年 10 月現在、社会福祉法人湘南の風「支援センター風」、NPO 法人地域生活サポートまいんど「地域生活サポートセンターとらいむ」及び NPO 法人青い麦の会「こころの相談室ポート」の 3 事業所に相談支援事業を委託しています。

【見込み量設定の考え方】

現在、相談支援事業は、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援の 3 つの事業が設定されています。町では、一般相談支援を 3 事業所に委託していますが、町内に事業所があるのは、精神障害の相談支援事業所 1 箇所のみとなるため、身体障害、知的障害においても町内で相談支援が提供できるよう見込み量を定めております。

また、地域の相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談業務を行うほか、権利擁護、地域移行・地域定着支援及び地域ネットワークの構築等に関する業務を担う基幹相談支援センターにつきましても、相談支援事業所の設置とあわせて検討していきます。

3)意思疎通支援事業

(年単位)

事業			実績値			見込み量		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①手話通訳者派遣事業	実利用見込み件数	計画	40 件	40 件	40 件	25 件	25 件	25 件
		実績	26 件	24 件	25 件			
		達成率	65.0%	60.0%	62.5%			
②手話通訳者設置事業 (毎週月曜日の 13:00~15:00)	実設置見込み者数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
		実績	1 人	1 人	1 人			
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

【町の現状と実績】

現在、聴覚に障害のある人の窓口でのコミュニケーションを支援するため、毎週月曜日の 13:00 から 15:00 まで、町役場福祉課に手話通訳者を設置しています。

また、聴覚に障害のある人の外出先でのコミュニケーションを支援するために、手話通訳者の派遣事業を行っています。

【見込み量設定の考え方】

手話通訳者の設置人数は、平成 29 年度以降も現行どおりの人数を見込んでいます。
派遣事業については、過去 3 年間（平成 27~29 年度）の実績の平均利用件数から推計しています。

また、要約筆記者派遣事業については、ニーズを調査し、事業の実施方法や実現の可能性について検討していきます。

4) 日常生活用具給付事業

(年単位)

事業		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計	計画	142 件	151 件	160 件	143 件	148 件	153 件
	実績	122 件	128 件	139 件			
	達成率	85.9%	84.8%	86.9%			
介護・訓練支援用具	計画	1 件	1 件	1 件	2 件	2 件	2 件
	実績	3 件	1 件	2 件			
	達成率	300.0%	100.0%	200.0%			
自立生活支援用具	計画	3 件	3 件	3 件	2 件	2 件	2 件
	実績	2 件	1 件	4 件			
	達成率	66.7%	33.3%	133.3%			
在宅療養等支援用具	計画	1 件	1 件	1 件	3 件	3 件	3 件
	実績	2 件	4 件	3 件			
	達成率	200.0%	400.0%	300.0%			
情報・意思疎通支援用具	計画	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
	実績	3 件	1 件	1 件			
	達成率	150.0%	50.0%	50.0%			
排泄管理支援用具	計画	135 件	144 件	153 件	134 件	139 件	144 件
	実績	112 件	121 件	129 件			
	達成率	83.0%	84.0%	84.3%			
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	計画	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	実績	0 件	0 件	0 件			
	達成率	-	-	-			

※平成 29 年度の数値は、上半期 6 ヶ月の実績から推計した見込み

【町の現状と実績】

申請者は年々増加しており、特に、排泄管理支援用具の申請者が大きな割合を占めています。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（上半期 6 ヶ月の実績から推計）の平均値及び増加数を基に、各年度の総申請者数を見込んでいます。

5)意思疎通支援者養成事業

(年単位)

事業	実績値			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成講座 (基礎課程)	26 人	28 人	26 人	27 人	27 人	27 人
手話奉仕員養成講座 (上級課程)	15 人	15 人	17 人	16 人	16 人	16 人
手話奉仕員養成講座 (フォローアップ)	8 人	8 人	11 人	9 人	9 人	9 人

【町の現状と実績】

聴覚障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、手話奉仕員を養成しています。基礎講座については、受講者は増加傾向にあります。平成 27 年に受講者の中から手話通訳者の資格試験の合格者が 1 人出ました。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込みの平均値を基に、各年度の受講者数を見込んでいます。あわせて、各講座の定員の参加を目指していきます。

6)移動支援事業

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	計画	17 箇所	17 箇所	17 箇所	22 箇所	23 箇所	24 箇所
	実績	17 箇所	20 箇所	21 箇所			
	達成率	100.0%	117.6%	123.5%			
利用延べ (時間)	計画	310.0 時間	320.0 時間	330.0 時間	429.0 時間	468.0 時間	507.0 時間
	実績	333.0 時間	422.5 時間	330.0 時間			
	達成率	107.4%	132.0%	100.0%			
利用実人数	計画	31 人	32 人	33 人	33 人	36 人	39 人
	実績	25 人	29 人	30 人			
	達成率	80.6%	90.6%	90.9%			
平均利用量	計画	10.0 時間	10.0 時間	10.0 時間	13.0 時間	13.0 時間	13.0 時間
	実績	13.3 時間	14.6 時間	11.0 時間			
	達成率	133.2%	145.7%	110.0%			

※平成 29 年度の数値は、5 ヶ月間の実績から推計した見込み

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、移動支援事業の利用実人数は 29 人で、1 ヶ月あたりの平均利用時間は 14.6 時間となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績の推移をみると、利用実人数は毎年増加しています。これは、今まで支給決定されてもサービス利用につながっていなかった人が、サービス利用につながったことによるものと考えられます。利用人数の増加に伴い、実施箇所も年々増えています。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。

7) 地域活動支援センター事業

(年単位)

			実績値			見込み量		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
町内	実施箇所	計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実績	1 箇所	1 箇所	1 箇所			
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
	利用実人数	計画	65 人	65 人	65 人	66 人	69 人	72 人
		実績	58 人	61 人	63 人			
		達成率	89.2%	93.8%	96.9%			
町外	実施箇所	計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実績	1 箇所	1 箇所	1 箇所			
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
	利用実人数	計画	確認中	確認中	確認中	未定	未定	未定
		実績	確認中	確認中	確認中			
		達成率	確認中	確認中	確認中			

※平成 29 年度の数値は、5 ヶ月間の実績から推計した見込み

【町の現状と実績】

町では、精神障害のある人を対象に、地域活動支援センター事業を町内外で実施しています。町外の地域活動支援センター事業については、鎌倉市及び逗子市とともに、制度が創設された平成 18 年度から N P O 法人地域生活サポートまいんどに委託し、地域生活サポートセンターとらいうとして、事業を実施してきました。平成 29 年 3 月現在、〇〇人が利用しています。一方、町内における日中活動等の場のニーズが高まったことを受け、平成 22 年 10 月から、N P O 法人青い麦の会に地域活動支援センター事業を委託し、葉山町地域活動支援センター ポートとして、事業を開始しました。平成 29 年 3 月現在、61 人が利用しています。両事業所ともに過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績の推移をみると、利用実人数は若干の増加傾向が見られます。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。

2 任意事業

1) 更生訓練費給付事業

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績	0 箇所	0 箇所	0 箇所			
	達成率	-	-	-			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
	達成率	-	-	-			

【町の現状と実績】

平成 18 年度以降、毎年 1 人が利用していましたが、平成 23 年度以降利用者はいません。

【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度以降実績はありませんが、就労移行支援及び自立訓練に準じて今後の利用見込みを推計しています。

2) 日中一時支援事業

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	計画	7 箇所	7 箇所	7 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
	実績	6 箇所	6 箇所	6 箇所			
	達成率	85.7%	85.7%	85.7%			
利用量	計画	6.0 人日	8.0 人日	10.0 人日	7.8 人日	10.4 人日	13.0 人日
	実績	0 人日	1.0 人日	5.0 人日			
	達成率	0%	12.5%	50.0%			
利用実人数	計画	6 人	8 人	10 人	6 人	8 人	10 人
	実績	0 人	1 人	4 人			
	達成率	0%	12.5%	40.0%			
平均利用量	計画	1.0 日	1.0 日	1.0 日	1.3 日	1.3 日	1.3 日
	実績	0 日	1.0 日	1.3 日			
	達成率	0%	100.0%	130.0%			

※平成 29 年度の数値は、5 ヶ月間の実績から推計した見込み

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、日中一時支援の利用実人数は 1 人で、利用量は 1 日となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績の推移をみると、利用実人数及び平均利用量は年度によりばらつきがあります。これは、当該事業の利用目的が介助者のレスパイトを図ることにあることから、万一に備え支給決定を受け、緊急時や休息を必要とする際に利用していることが要因となっています。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。

3) 訪問入浴サービス事業

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	計画	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	実績	3 箇所	3 箇所	3 箇所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
利用実人数	計画	2 人	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	1 人	1 人			
	達成率	-	-	-			

※平成 29 年度の数値は、5 ヶ月間の実績から推計した見込み

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、訪問入浴サービス事業の利用実人数は 1 人となっています。実施箇所については、平成 26 年 5 月から利用者が事業所を自由に選択でき、安心してサービスを利用できる仕組みに変更しました。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（5 ヶ月間の実績から推計）を参考に、1 ヶ月あたりの利用者数を見込んでいます。

第3章 障害児支援事業の見込み量

サービスの見込み量の単位の考え方は次のとおりです。

【人】 実利用者数

【人日】 「(利用実人数) × (一人あたり利用日数)」で算出されるサービスの総量

1. 障害児支援

(1) 障害児支援の概要

事業名		内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学児の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	未就学児の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。
	放課後等デイサービス	学校に就学している障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進するものです。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害児を対象に、障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助の2つのサービスを提供します。 (障害児支援利用援助) 障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。 (継続障害児支援利用援助) 利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います(モニタリング)。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	障害種別に応じた支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外を受け入れた場合にも、その障害に応じた適切な支援を提供します。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援 ・身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練
	医療型障害児入所施設	障害種別に応じた支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外を受け入れた場合にも、医療を含め、その障害に応じた適切な支援を提供します。 ・疾病の治療 ・看護 ・医学的管理のもとにおける食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援

(2) 障害児支援事業の見込み量

1 障害児通所支援

1) 児童発達支援

(月単位)

	実績値			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年	平成 32 年度
利用延べ(人日)	120 人日	116 人日	139 人日	141 人日	155 人日	171 人日
利用実人数	21 人	34 人	40 人	41 人	47 人	54 人
一人あたり利用日数	5.7 日	3.4 日	3.5 日	3.4 日	3.3 日	3.2 日

※平成 29 年度の数値は、上半期 5 ヶ月の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、児童発達支援の利用者数は 34 人となっています。町内には町立のたんぼぼ教室と民間の児童発達支援事業所が 2 箇所あり、過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績の推移をみると、少しずつ増加しています。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（上半期 5 ヶ月の実績から推計）との伸び率により算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。町立のたんぼぼ教室の利用者は、年度により利用者の増減があり、民間の児童発達支援事業所の利用は、ある程度の対象者は利用しており、少しずつの増加を見込んでいます。

2) 放課後等デイサービス

(月単位)

	実績値			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年	平成 32 年度
利用延べ(人日)	158 人日	249 人日	286 人日	328 人日	377 人日	434 人日
利用実人数	12 人	17 人	22 人	27 人	32 人	37 人
一人あたり利用日数	13.2 日	14.6 日	13 日	12.1 日	11.8 日	11.7 日

※平成 29 年度の数値は、上半期 5 ヶ月の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、放課後等デイサービスの利用者数は 17 人で、1 人あたり平均利用日数は 14.6 日となっています。町内には民間の放課後等デイサービス事業所が 2 箇所あり、過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績の推移をみると、大幅に増加しています。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（上半期 5 ヶ月の実績から推計）との伸び率により算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。

ある程度の対象者は利用しており、就学する児童（新 1 年生）が新たに利用し、少しずつ増加することを見込んでいます。

3)障害児相談支援

(月単位)

事業	実績値			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	3 人	4 人	4 人	5 人	6 人	7 人

実人数(各年度 3 月末現在)

	実績値			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児支援利用計画作成数	25 人	26 人	27 人	32 人	37 人	42 人

【国の基本指針】

障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

障害児通所支援を支給決定する際に障害児支援利用計画案が必ず必要であるため、平成 26 年度から順次障害児相談支援の導入を進めており、平成 28 年度末現在、障害児支援利用計画案作成率は 100 %となっています。

【見込み量設定の考え方】

障害児通所支援の事業について、各年度の児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者の見込み量から算出し、見込み量を推計しています。なお、障害児支援利用計画案に相当するプランを保護者が自ら作成するセルフプランの提出が多く見込まれるため、障害児相談支援の利用実人数は障害児通所支援の利用者と比べると少なくなっています。

第4章 サービスの確保策

サービスの確保策に係るこのページは、
現行計画と同じものを記載します。
(現行計画 P 1 1 9)

第5章 障害福祉サービスの目標値

目標1：福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 平成28年度末の施設入所者のうち、平成32年度までに地域生活へ移行する人数を、2名とします。
- (2) 平成32年度末の施設入所者総数について、平成28年度末の施設入所者から1名減少することを目指します。

【目標設定】

項目		数値	備考
(A)	【実績】 平成28年度末入所者数	17人	平成28年度末の実績
(B)	【目標値】 地域生活移行数	2人	(A)のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する人数の目標値
(C)	地域生活移行率	12%	国の目標は9%以上 (B/A)
(D)	【見込み】 新たな施設入所支援利用者	1人	平成32年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
(E)	【見込み】 平成32年度末入所者数	16人	平成32年度末の利用人員見込み (A-B+D)
(F)	【目標値】 入所者削減見込み	1人	差引削減見込み数 (A-E)
(G)	削減率	6%	国の目標は2%以上 (F/A)

【国指針の主旨】

- 平成28年度末時点の入所施設の入所者の9%以上が地域生活に移行
- 平成32年度末時点の入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減することを基本とする

【神奈川県の方針】

まだ示されていません。

【目標の達成に向けて】

- グループホームなどの生活基盤整備については、近隣市と連携し、必要な量の確保に努めます。
- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などがまず必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。
- また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

目標２：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

新規の項目になりますので、県の考え方が示されてから改めて記載内容を検討します。

【国指針の主旨】

- ・平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

【神奈川県の方針】

まだ示されていません。

【目標の達成に向けて】

- 神奈川県及び近隣市との連携を図り、圏域の中で協議を進めていきます。
- 相談支援事業所を中心に、各関係機関が連携し、障害のある人のニーズ等やライフステージに応じたきめ細かな支援を行っていきます。
- 葉山町自立支援協議会において、精神障害のある人や地域のニーズ等を吸い上げ、地域の課題の把握に努めるとともに、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、様々な課題の解決に向けた取り組みを実施していきます。

目標3：地域生活支援拠点の整備

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、相談支援事業を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立や地域生活への移行等の生活環境が変化する節目を見据えて、ライフステージに応じたきめ細かな支援を進めていきます。

さらに、障害者本人の高齢化・重度化や、「親亡き後」も見据えて、葉山町自立支援協議会において障害のある人の障害福祉サービス等のニーズを把握するとともに、既存の障害福祉サービス等の整備状況等を勘案して、地域の課題を共有し、神奈川県が実施する事業の活用や近隣市との連携により、サービス提供の体制づくりを強化します

【国指針の主旨】

- ・ 障害のある人の地域での生活を支援する地域生活支援拠点又は面的な体制について、平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする

【神奈川県の考え方】

まだ示されていません。

【目標の達成に向けて】

- 葉山町自立支援協議会において、障害のある人のニーズ等を吸い上げ、地域の課題の把握に努めるとともに、不足する社会資源に対する対応策や、様々な課題の解決に向けた取り組みを実施していきます。
- 神奈川県及び近隣市との連携を図り、神奈川県事業の活用を検討する。
- 相談支援事業所を中心に、各関係機関が連携し、障害のある人のニーズ等やライフステージに応じたきめ細かな支援を行っていきます。

目標4：福祉施設から一般就労への移行

- (1) 平成32年度末までに福祉施設利用者から「就労移行支援」事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人数を年間5名以上とします。
- (2) 平成32年度末の就労移行支援事業所の利用者数を5名以上とします。

【目標設定】

①平成32年度中に一般就労に移行する人の数

項目		数値	備考
(A)	【実績】 平成28年度の一般就労移行者数	3人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
(B)	【目標値】 平成32年度の一般就労移行者数	5人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
(C)	一般就労移行率	1.7倍	国の目標は1.5倍以上 (B/A)

②平成32年度中に就労移行支援事業を利用する人の数

(D)	【見込み】 平成28年度末「就労移行支援」事業利用者数	4人	平成28年度末における「就労移行支援」事業の利用者数
(E)	【目標値】 平成32年度末「就労移行支援」事業利用者数	5人	平成32年度末における「就労移行支援」事業の利用者数
(F)	「就労移行支援」事業利用者の増減率	2.5割	国の目標は2割以上増加 (D/E)

③平成32年度中における就労移行支援事業所数

(G)	【見込み】 平成28年度末就労移行支援事業所数	0施設	平成28年度末の就労移行支援事業所数
(H)	【目標値】 平成32年度末就労移行支援事業所数	0施設	平成32年度末に就労移行支援事業所数

④一年後の職場定着率

(K)	就労定着支援による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	8割	国の目標は8割以上
-----	-------------------------------	----	-----------

【国指針の主旨】

- ・平成 32 年度において、障害のある人の福祉施設利用者のうち、「就労移行支援」事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数が、同 28 年度の移行実績の 1.5 倍以上となることが望ましい。
- ・上記目標値の達成のため、平成 32 年度末における「就労移行支援」事業の利用者数が同 28 年度末の利用者数の 2 割以上増加することと、事業所ごとの就労移行率について、「就労移行支援」事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする
- ・就労定着について追記

【神奈川県の方針】

まだ示されていません。

【目標の達成に向けて】

- 十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、近隣市との連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容や委託事業の開拓を行い、就労先の拡大を図ります。
- 葉山町自立支援協議会での検討を中心に、就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、町内の就労支援策の充実に努めます。
- 一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力とともに、それに関わるすべての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。
- 就労定着について追記

目標5：障害児支援の提供体制の整備等

新規の項目になりますので、県の考え方が示されてから改めて記載内容を検討します。

【国指針の主旨】

- 平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。
- 平成32年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 平成30年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

【神奈川県の方針】

まだ示されていません。

【目標の達成に向けて】

第4編：計画の推進体制

第4編：計画の推進体制に係る以降のページは
現在検討中です。
(現行計画 P127～P129)

第 5 編：資料編

1. 葉山町障害者福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者のための施策に係る基本的な計画に関すること。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画に関すること。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画に関すること。

(3)4 前23号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 指定相談支援事業者の職員
- (4) 障害福祉に関するサービスを提供する事業者の職員
- (5) 地域福祉関係者
- (6) 保健、医療、教育又は雇用関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、計画の策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年9月14日から施行する。

2. 葉山町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

種 別 (条項)	氏 名	備 考
学識経験を有する者 (第3条第1項第1号)	在原 理恵	神奈川県立保健福祉大学 准教授
障害者団体の代表者 (第3条第1項第2号)	小菅 信哉	葉山町身体障害者福祉協会
	杉野 三千代	葉山町手をつなぐ育成会
	檜原 絢子	NPO 法人 青い麦の会
指定相談支援事業者の職員 (第3条第1項第3号)	菊池 一美	社会福祉法人 湘南の風 支援センター風 施設長
	大櫛 重光	NPO 法人 地域生活サポートまいんど 地域生活サポートセンターとらいむ 副施設長
	雨宮 由美	NPO 法人 青い麦の会 こころの相談室 ポート 施設長
障害福祉に関するサービスを提供する事業者の職員 (第3条第1項第4号)	萩原 崇至	葉山はばたき 施設長
	鈴木 創	社会福祉法人 湘南の風 グループホーム ジャストサイズ 施設長
	柿本 啓子	葉山児童デイ 結 代表
地域福祉関係者 (第3条第1項第5号)	青木 英子	葉山町民生委員児童委員協議会 障がい福祉部会長
	加藤 智史	葉山町社会福祉協議会 事務局長
保健、医療、教育又は雇用関係者 (第3条第1項第6号)	守屋 恵子	神奈川県立武山養護学校 支援部長
	谷 英明	よこすか障害者就業・生活支援センター 施設長
	今井 昭子	葉山町立葉山小学校 通級指導教室(ことば・きこえの教室) 総括教諭
関係行政機関の職員 (第3条第1項第7号)	中丸 由美子	鎌倉保健福祉事務所 保健予防課長

3. 葉山町障害者福祉計画策定経過

	開催日	審議事項の概要
第1回	平成29年 5月29日(月)	・委員長及び副委員長の選任について ・委員会の公開について ・葉山町障害者福祉計画の改訂について
	平成29年 6月15日(木)	葉山町自立支援協議会（運営委員会）
第2回	平成29年 7月31日(月)	・現行計画の概要について
	平成29年 8月 8日(火)	葉山町自立支援協議会（運営委員会）
	平成29年 9月 5日(火)	葉山町自立支援協議会（全体会）
第3回	平成29年10月11日(水)	・葉山町障害者福祉計画（素案）について
第4回	平成29年11月予定	・葉山町障害者福祉計画（素案）について
第5回	平成29年12月予定	・葉山町障害者福祉計画（素案）について
パブリック・コメント実施（平成29年12月11日～平成30年 1月 9日）		
第6回	平成30年 2月予定	・パブリック・コメントの結果について ・葉山町障害者福祉計画（素案）について

葉山町
障害者福祉計画

平成30年3月

発行 葉山町 福祉課 障害福祉係
〒240-0192
神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地
電話 046-876-1111（代表）

計画の本編は葉山町ホームページで公表しています。
葉山町役場福祉課で配布又は閲覧することができます。